

指定地域密着型通所介護事業及び
介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所介護相当サービス）
仁済 デイサービスおもいで〔地域密着型〕運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社仁済が開設する仁済 デイサービスおもいで（以下「事業所」）において実施する東京都世田谷区指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（以下「通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「指定地域密着型通所介護従事者」）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 地域密着型通所介護事業及び通所介護相当サービスの提供にあたって事業所の指定地域密着型通所介護従事者及び通所介護相当サービスは、要介護者・要支援者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の生活及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、指定介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、世田谷区地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 地域密着型通所介護事業及び通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定介護予防支援事業者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）へ情報の提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 仁済 デイサービスおもいで
- 2 所在地 東京都世田谷区千歳台 2-29-27 ホワイトビル1階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 単位Ⅰ 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1 管理者 | 1名 |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| 2 指定地域密着型通所介護従事者 | |
| 生活相談員 | 1名以上 |
| 介護職員 | 2名以上 |

指定地域密着型通所介護従事者及び通所介護相当サービスは指定地域密着型通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、利用申込にかかる調整、計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う

4 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態を確認し必要に応じて適切な指示対応を図る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日（ただし12月29日～1月3日を除く）

2 営業時間 午前9時から午後5時まで

3 サービス提供時間帯

単位I 月曜日～金曜日 午前9時20分～午後4時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、単位I 10人とする。

(提供方法、内容)

第7条 居宅介護支援計画及び介護予防サービス計画(以下計画等という)に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては計画等の作成前であっても個別の計画を作成することによって、サービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な食事のサービスを提供する排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な食事の介助

2 食事に関すること（配食）

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

3 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操、日常生活動作訓練

4 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には介護従事者が添乗する。

5 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

また、通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション

(4) 機能訓練

- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ など

(指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所等との連携等)

第8条 指定地域密着型通所介護及び通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者にかかるサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護及び通所介護相当サービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業所等と連携し、必要な処置を講ずる。

(指定地域密着型通所介護計画の作成等)

第9条 指定地域密着型通所介護及び通所介護相当サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、指定地域密着型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画又は介護予防サービス計画等計が作成されている場合は、その内容にそった計画を作成する

- 2 計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- 3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(提供記録の記載)

第10条 従事者は、その提供日・内容、介護保険法第42条-2第6項または法第115条-45-3第3項の規定により、利用者にかかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(利用料等及び支払いの方法)

第11条 利用者の利用金額は、別紙料金表によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その額の割合とする。

- 2.第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて指定地域密着型通所介護及び通所介護相当サービスを提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は北沢地域（新代田、北沢、松原、松沢）・砧地域・烏山地域（上北沢、上祖師谷）とする。

(契約書の作成)

第 13 条 提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 2 回
避難訓練	年 1 回
通報訓練	年 1 回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 16 条 使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分に意ものとする。

2 感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項留)

第 17 条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

第 18 条 事業所は利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

第 19 条 通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所介護相当サービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故処理)

第 20 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに区市町村、介護支援

専門員、地域包括支援センター、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保管する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他の運営についての留意事項)

第 21 条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以上
- (2) 継続研修 年 4 回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約内容に明記する。

3 事業所は、この事業を行うため、記録、利用者決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社仁済と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、指定地域密着型通所介護及び通所介護相当サービス従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第 24 条 事業所は、地域密着型通所介護事業及び通所介護相当サービスにあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行ってはならない。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

この規程は令和 4 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は令和 5 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。